

※ 本意見の作成・文責 弘前市市民文化スポーツ部市民協働政策課

○ 意見 1 (事業者(1)意見No.1)

(1) 箇所 【一頁】全体

(2) 意見

全体的な印象に関する意見は、次のとおりである。

ア 中間報告書を読んだときの第 1 印象としては、分かりづらいというか、全体的に硬いと感じた。

イ 文章が硬いのはいい (しようがない。)。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 49 頁 18・24

○ 意見 2 (市民意見No.1)

(1) 箇所 【1 頁】 1 自治基本条例の必要性

(2) 意見概要

この条例は、廃案とすべきである。

(3) 意見件数 6 件

(4) 意見 (全文) (参考資料 2) 2 頁、4 頁、7 ~ 10 頁

○ 意見 3 (執行機関意見No.1)

(1) 箇所 【1 頁】 I 2 その理由

(2) 意見

下から 2 行目の「人によって」という部分及びなぜ条例で定めるのかということについて、既に弘前市自治基本条例市民検討委員会（以下「市民検討委員会」という。）において議論した結果を具体的な内容で加えて、自治基本条例に関する報告書の意義を明確にしてはどうか。

(3) 修正案

旧	その協働によるまちづくりを継続的に実践していくためには、 <b>人によって左右されないまちづくりの指針となるものが必要である</b> と思うためであります。
新	その協働によるまちづくりを継続的に実践していくためには、 <b>首長の考え方</b> に左右されないまちづくりの指針となるものが必要であると思うためであります。 <b>また、その内容を変更する際は、しっかりとした議論を経る必要があることから、議会の議決を要する条例で定める必要がある</b> と思います。

○ 意見 4 (コミュニティ(2)意見No.1)

(1) 箇所 【2 頁】 II 1 題名《方針》

(2) 意見

「協働」という言葉は、分かりにくいという感じを受けたので、分かりやすくす

るために、題名を「弘前市市民参加（基本）条例」としても読めると思った。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 42 頁 14

○ 意見 5 (議員意見No. 1)

- (1) 箇所 【2 頁】 II 1 題名《方針》
- (2) 意見 「協働による」という修飾を付さず、「弘前市まちづくり基本条例」でも分かるのではないか。
- (3) 会議録概要 (参考資料 2) (66) 5 頁 25

○ 意見 6 (執行機関意見No. 2)

- (1) 箇所 【2 頁】 II 1 題名《方針》

(2) 意見

まちづくりにおいて重要視している「協働」を題名に使用する考え方もあるが、条例の内容を端的に、かつ、柔らかく表現する題名として、修正案に記載の案も考えられる。

(3) 修正案

旧	当市のまちづくりの理念や役割、仕組みなどを定める条例の題名は、「 <b>弘前市協働によるまちづくり基本条例</b> 」とします。
新	当市のまちづくりの理念や役割、仕組みなどを定める条例の題名は、「 <b>弘前市みんなでまちづくり基本条例</b> 」とします。

○ 意見 7 (学生意見No. 1)

- (1) 箇所 【5 頁】 III 1 前文 (この条例の前文の例)

(2) 意見

子どもの権利という項目がいいと思ったが、大人が考えて子どもがいいまちではなくて、子どもが考えて大人が気付かされるといういいまち、弘前市にした方がいいと思った。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 20 頁 31

○ 意見 8 (子ども意見No. 1)

- (1) 箇所 【5 頁】 III 1 前文 (この条例の前文の例)

(2) 意見

子どもが大きくなても住めるようなまちとして、就職先の話が出ていたが、子どもの視点からすれば、就職については、あまりまだ考えてなくて、むしろスポーツや勉強を弘前から盛り上げて有名になれば、全国から集まり、弘前の良さを感じてもらえば、将来も残ってくれるのではないかと思う。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 27 頁 28

○ 意見 9 (コミュニティ(1)意見No. 1)

- (1) 箇所 【5 頁】 III 1 前文 (この条例の前文の例)

(2) 意見

ア 堅苦しい条例ではなくて、現在の市民参加型のまちづくりを踏まえて、市民が参加しやすいような、また、市民憲章にあるあずましい、弘前に居て良かったというような、これからも取り組もうという気持ちが前に出るような条例になれば、素晴らしいと思う。

イ まちづくりの基本は、ひとつづくりであると痛切に感じているので、前文において、私たちの弘前は、ひとつづくりが基本であって、文化も含めて、次の担い手であるひとつづくりをどの組織でも、どこにおいても、みんなで心して取り組んでいこうということを盛り込むことはできないか。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 33 頁 4、35 頁 33

○ 意見 10 (コミュニティ(2)意見No.2)

(1) 箇所 【5 頁】 III 1 前文 (この条例の前文の例)

(2) 意見

(下から 2 行目) 「幸せな暮らし」という表現は、抽象的ではあるが、その時代に応じて幸せな暮らしは変化すると思うので、現在の表現が非常にいいと感じた。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 42 頁 16

○ 意見 11 (事業者(1)意見No.2)

(1) 箇所 【5 頁】 III 1 前文 (この条例の前文の例)

(2) 意見

ア 中間報告書の内容からは、弘前らしさが伝わってこないので、例えば、弘前大学との連携や桜のまちというものがまちづくりの基本 (この条例) の中に全く入っていないことに非常に疑問を感じた。

イ この条例の前文の例 4 段落目は、②まちのあるべき姿に関する内容となっているが、その中の「まちづくりの担い手を育成する」という部分について、子ども、学生を育成するためにどうするのかということが見えるものがあれば、分かりやすいと思う。

ウ この条例を制定したときに、みんなでどういう風に動き、この条例を遵守し、周知していくのかということが分かりづらく、みんなで弘前をいいまちにしようと、そのための条例であるというものが出てきていないので、事業者、市民、議会もみんなでまちづくり、いいまちをつくるという目的性がより前に (強く) 出てきてもいいと思う。

エ 市民全ての力を集めて、お互いに力を持ち寄って、弘前市を良くしようということにこの条例の基本があると思うので、それが真っ先に出てきてもいいと感じた。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 49 頁 20、50 頁 28・31・33・35

○ 意見 12 (執行機関意見No.3)

(1) 箇所 【5 頁】 III 1 前文 (この条例の前文の例)

(2) 意見

中間報告書に記載の前文は、あくまでも例（イメージ）ではあるが、条例に親しみやすくするとともに、前文の記載内容をイメージし易いものとするために、（この条例の前文の例）の 1～2 行目にある「歴史・文化資源」及び「緑豊かな自然環境」という部分に、具体的なものを盛り込んではどうか。

(3) 修正案

旧	弘前市は、歴史・文化資源を数多く有するとともに、緑豊かな自然環境に恵まれています。
新	弘前市は、 <b>藩政時代のたたずまいを残す寺院街や伝統的建造物のほか、明治・大正期の洋風建築などの歴史・文化資源を数多く有するとともに、青森県最高峰の秀峰「岩木山」を代表とする</b> 緑豊かな自然環境に恵まれています。

○ 意見 1 3 (事業者(2)意見No.1)

(1) 箇所 【6 頁】 III 1 前文＜解説＞

(2) 意見

この条例の前文の例において、弘前の郷土愛を育むとあり、一方で、他の項目において、市外の人々、国等との連携という外とのつながりも盛り込まれており、市民としては、それらの関係性が分からず、つながる目的が薄らいでしまうため、「郷土愛を育む」の解釈としては、青森県への思い、国家への誇りを育むという背景があって、その中に、市外の人、国、世界とのつながり、さらには、世界平和というものが思いとしてあることから、市外の人々、国等との連携という項目を盛り込んだといったものにしてはどうか。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 58 頁 39

○ 意見 1 4 (学生意見No.2)

(1) 箇所 【7 頁】 III 2 (1) 目的《方針》

(2) 意見

市民の幸せな暮らしを実現するという表現は、漠然としていて、結局何か分からないので、もう少し具体的なものを示してほしい。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 21 頁 42

○ 意見 1 5 (コミュニティ(2)意見No.3)

(1) 箇所 【8 頁】 III 2 (2) 定義《方針》

(2) 意見

ア (2 頁) 「協働」という言葉は、経営でも使われていて、意味合いは理解できるが、逆にクレーマーのような人が利用する気がするので、しっかりと働く人でないと言う権利がないということを含めて、協働の意味をより強くうたって欲しいと思う。

イ (2 頁) 「まちづくり」という言葉は、色んな意味付けができる言葉であるとともに、この条例は、市民と密着した基本条例のようなものとしてまとめているの

で、市民の幸せな暮らしを実現するためのまちづくりということが分かりやすくてくると、市民の方にも浸透しやすいと思った。

(3) 調査概要 (参考資料2) 43頁24、42頁15

### ○ 意見16 (事業者(1)意見No.3)

(1) 箇所 【8頁】III 2 (2) 定義《方針》

(2) 意見

(2頁)「協働」という用語の意義に関する意見は、次のとおりである。

ア 言葉は、受ける側により、色々な意味や思惑が生まれる可能性があるので、前文の中や注釈において、ある程度具体的な内容で記載しておいて方がいい。

イ 特定の条文が問題ではなくて、協働を基に、どのようにしてこの条例が動いていくのかという部分が読みづらく、第1印象では、協働とは何だろうと感じたものである。

協働がみんなで共に働きましょうということであれば、誰かがある程度先導して、その目的に向かっていく方がスムーズに進むような気がする。

ウ 協働という言葉は、内容が凝縮されているので、分かっている人は、その言葉を使うと、みんな分かったような気がするが、言葉の意味となると、分かっていない人でもすぐ出てこないという非常にグレーな言葉だと思う。

エ 協働は、全国の条例においても使われているが、コラボレーション、パートナーシップという英語の方が一般的で馴染みがあり、協働という言葉は理解し難いので、もう少し具体的にする必要があると思う。

オ この条例の中で、協働の主体がはつきりしておらず、分かりづらいといったことになっていると思うので、行政の市民もいれば、会社、NPOの市民もいて、みんなが市民であるということを記載すれば、分かりやすくなると思う。

(3) 調査概要 (参考資料2) 48頁4・10、49頁13・19、51頁39

### ○ 意見17 (事業者(2)意見No.2)

(1) 箇所 【8頁】III 2 (2) 定義《方針》

(2) 意見

(2頁)「協働」という位置づけが難しくとらえられる部分が多いと思うので、「笑顔あふれるまちづくり」という言葉や、「笑顔で、みんなでつながりをもってやっていこうよ」というニュアンスを入れた方が受け入れられるという気がする。

(3) 調査概要 (参考資料2) 55頁4

### ○ 意見18 (事業者(1)意見No.4)

(1) 箇所 【8頁】III 2 (2) 定義<解説>

(2) 意見

(8頁)「市民等」という表現は、まちづくりの主体の中にも出ておらず、何を指すかの記載もなく、分からなくなると思うので、具体的に何を指すのかを記載した方がいいと思う。

## (3) 調査概要 (参考資料 2) 51 頁 40

○ 意見 19 (コミュニティ(1)意見No.2)

## (1) 箇所 【8 頁】 III 2 (2) 定義&lt;解説&gt;

## (2) 意見

ア (8 頁) 「市」という用語は、「議会等」と「執行機関等」を併せた表現であるが、市町村そのものの「弘前市」を指すのではないかと思う。

イ (13 頁) 「コミュニティ」という言葉を使っているが、その片仮名ではなく、「地域社会」や「地縁社会」という言葉をなぜ使えなかつたのかと思った。

ウ (13 頁) 「議会等」という言葉の「等」は、どのような意味を持っているのかという疑問が払しょくできない。

## (3) 調査概要 (参考資料 2) 33 頁 7・8

○ 意見 20 (執行機関意見No.4)

## (1) 箇所 【8 頁】 III 2 総則 (2) 定義&lt;解説&gt;

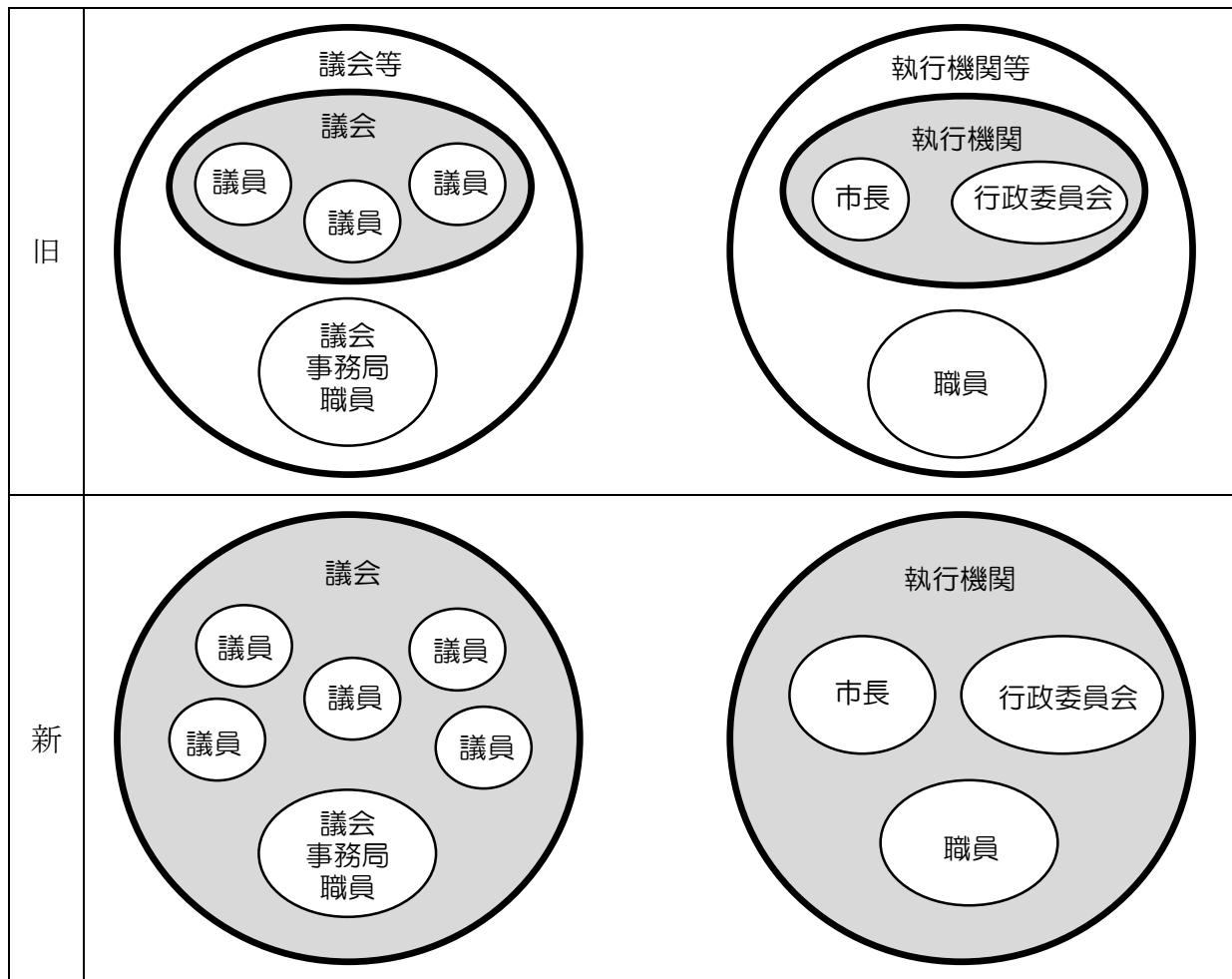
## (2) 意見

議会事務局職員については、議会から独立した主体として位置付けて、当該職員を含める場合には、「議会等」としているが、議会の役割を果たすための補助職員であり、議員と一体となって業務の遂行に当たっていることから、当該職員も含めて「議会」とし、議会の一部で下支えする位置付けとしてはどうか。

その場合、議会事務局職員は、独立して責任を有する主体とはならないが、議会の一部として固有の役割を有すると捉えて、中間報告書 20 頁に定める当該職員の役割は、中間報告書記載のとおり定めても問題ないと考える。

(※ 執行機関の職員についても、同様に考えます。)

(3) 修正案



※ その他、用語の整理が必要な箇所

○ 意見 2 1 (市民意見No.2)

(1) 箇所 【9 頁】 III 2 (3) 条例の位置付け

(2) 意見概要

最高規範性を与える、他の規定（条例）に整合性を求める規定を盛り込むべきではない。

⇒この条例に最高規範性を与える法的根拠なし

(3) 意見件数 2 件

(4) 意見（全文）（参考資料 2） 7 頁、 12 頁

○ 意見 2 2 (学生意見No.3)

(1) 箇所 【9 頁】 III 2 (3) 条例の位置付け

(2) 意見

中間報告書（先ほど）の内容説明において、この条例の趣旨の尊重は、この条例の内容を色々なところに浸透させる意図であるということであったが、その方が理解し易かったので、そういう表現にすれば、より理解が深まると思った。

(3) 調査概要（参考資料 2） 21 頁 44

### ○ 意見 2 3 (議員意見No.2)

(1) 箇所 【9 頁】 III 2 (3) 条例の位置付け《方針》

(2) 意見

条例の位置付けとして、自治基本条例の趣旨を尊重しなければならないとあるが、この点については、次のように考える。

ア 後法は前法に優位するという後法優位の原則があり、後で制定した条例が自治基本条例の内容に抵触している場合には、自治基本条例の内容が改廃されることになるわけで、最高規範として規定することは不当である。

イ 条例の趣旨を尊重しなければならないということは、事実上、市議会議員の意見も拘束してしまうので、2 箇所の尊重規定（住民投票及び条例の位置付け）を削除することで、全ては丸く収まると考える。

(3) 会議録概要 (参考資料 2) (69) 8 頁 25・26

### ○ 意見 2 4 (執行機関意見No.5)

(1) 箇所 【9 頁】 III 2 (3) 条例の位置付け《方針》ウ

(2) 意見

「この条例の趣旨を尊重しなければならない」という表現は、強く拘束し、最高規範性を疑わせやすいものであるため、まちづくりの基本という位置付けとより整合が図られる表現としてはどうか。

(3) 修正案

旧	ウ 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃、各種計画の策定及び変更等に当たり、この条例の趣旨を <b>尊重しなければならない</b> ものとします。
新	ウ 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃、各種計画の策定及び変更等に当たり、この条例の趣旨を <b>尊重する</b> ものとします。

### ○ 意見 2 5 (議員意見No.3)

(1) 箇所 【9 頁】 III 2 (3) 条例の位置付け《方針》

(【25 頁】 III 5 (1) 総合計画<解説>)

(2) 意見

中間報告書 9 頁のこの条例の位置付けで最高規範性ということは、総合計画の策定において、この条例には制約されず、尊重するということに留めようとしているのか、あるいは、この条例に基づいて、策定しようとしているのか、その位置付けが見えない感じがする。

また、中間報告書 25 頁の<解説> a で、市長の改選等に左右されないということは、市長選挙の際のマニフェストは、この条例によって制約されてしまうのか、その辺も見えない。

(3) 会議録概要 (参考資料 2) (67) 6 頁 39・40

### ○ 意見 2 6 (執行機関意見No.6)

(1) 箇所 【9 頁】 III 2 (3) 条例の位置付け<解説> a

(2) 意見

解説 aにおいて、自治体の憲法や最高規範といった他の自治体における位置付けについても記載しており、それが当市における条例の位置付けという誤解が生じる可能性があることから、当市で制定しようとする条例は、最高規範にはしないということを解説部分で明確にしてはどうか。

(3) 修正案

旧	自治基本条例は、一般的に自治体の憲法、まちづくりの最高規範となるものであると言われていますが、効力的に優越させるのではなく、あくまでもまちづくりの基本的な設計図、基本となるものとしてとらえるべきであると考えます。
新	自治基本条例を最高規範として位置付けている自治体も見受けられますが、当市で制定しようとする条例は、効力的に優越させるのではなく、あくまでもまちづくりの基本的な設計図、基本となるものとしてとらえるべきであると考えます。

○ 意見27 (コミュニティ(2)意見No.4)

- (1) 箇所 【10頁】Ⅲ2(4) 基本理念《方針》  
【11頁】Ⅲ2(5) 基本原則《方針》①

(2) 意見

まちづくりをしてきた中において、自分たちが主体で、それ以外は参加・協力というイメージから、協働的な意味合いが本当に強くなっている。そういう意味では、対等な立場で様々なことができる。参加ではなく、参画したい人が多いということを感じたので、協働の位置付けについては、共感できるものである。

- (3) 調査概要 (参考資料2) 42頁23

○ 意見28 (学生意見No.4)

- (1) 箇所 【11頁】Ⅲ2(5) 基本原則《方針》  
(2) 意見

住民自治の原則において、市民一人ひとりが自らの責任で取り組む意識を持つことがあるが、そのために市側は、どのように働きかけるのかという部分がわからない。

- (3) 調査概要 (参考資料2) 21頁43

○ 意見29 (事業者(2)意見No.3)

- (1) 箇所 【11頁】Ⅲ2(5) 基本原則《方針》①  
(2) 意見

今後、様々な団体につながりを付けることが非常に大事であり、市域だけでなく、より広がりを持った考え方をしないとまちづくりができないと思う。

- (3) 調査概要 (参考資料2) 56頁15・18

○ 意見30 (議員意見No.4)

(1) 箇所 【11 頁】 III 2 (5) 基本原則《方針》①

(2) 意見

協働という言葉は、聞き慣れない言葉である。

(3) 会議録概要 (参考資料 2) (72) 11 頁 16

### ○ 意見 3 1 (議員意見No.5)

(1) 箇所 【11 頁】 III 2 (5) 基本原則《方針》①

(2) 意見

協働によりまちづくりを実施するときには、一部の人や団体だけの参加であれば、ごく一部の市民主権ということになりかねないため、市民全般、広く市民を巻き込むことが重要であり、そのためにも条例の周知は、本当にお願いしたいところである。

(3) 会議録概要 (参考資料 2) (72) 11 頁 23、(73) 12 頁 30

### ○ 意見 3 2 (事業者(2)意見No.4)

(1) 箇所 【11 頁】 III 2 (5) 基本原則《方針》②

【15 頁】 III 3 (2)ア 市民の役割等

(2) 意見

市民主体における市民の役割であるとか、主体性を持たせることを子どもたちや大人にどのように伝えていくのかが難しいところだと思う。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 56 頁 19

### ○ 意見 3 3 (市民意見No.3)

(1) 箇所 【11 頁】 III 2 (5) 基本原則《方針》④

(2) 意見概要

直接民主制としての市民の政治参加は違憲である。

⇒ 参加できる人の声が優先され不平等

(3) 意見件数 2 件

(4) 意見 (全文) (参考資料 2) 3 頁、7 頁

### ○ 意見 3 4 (執行機関意見No.7)

(1) 箇所 【11 頁】 III 2 (5) 基本原則《方針》④

(2) 意見

1 文で記載することにより、分かりづらく感じるため、3 つの内容に分けて記載するとともに、同《方針》④の最後の行の「そのための」を明記して、分かり易くしてはどうか。

(3) 修正案

旧	④ 参加・環境づくりの原則
	市民等にあっては、それぞれの環境に応じ、主体的にまちづくりに参加するように努め、市にあっては、まちづくりに参加する機会を設けるとともに

	、それに参加し易い環境づくりに努め、執行機関にあっては、必要に応じ、 <b>そのため</b> の支援を行うものとします。
新	<p>④ 参加・環境づくりの原則 <b>参加・環境づくりの原則にあっては、次のとおりとします。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 市民等は、それぞれの環境に応じ、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。</li><li>○ 市は、まちづくりに参加する機会を設けるとともに、それに参加し易い環境づくりに努めます。</li><li>○ 執行機関は、必要に応じ、<b>市民等が主体的にまちづくりに参加するため</b>の支援を行うものとします。</li></ul>

### ○ 意見35 (事業者(1)意見No.5)

- (1) 箇所 【11頁】Ⅲ2(5) 基本原則《方針》  
【26頁】Ⅲ5(1) イ 財政運営《方針》

(2) 意見

中間報告書には、色々なことをやりましょうということが非常に多く書かれているが、それを実現するために必要な裏付けとして、自らの税収入、その他の収入で賄う自主性、独立性という基本の原理原則について、記載があってもいい。

(3) 調査概要 (参考資料2) 48頁5

### ○ 意見36 (市民意見No.4)

- (1) 箇所 【13頁】Ⅲ3(1) 主体《方針》ア① 市民、② 学生、③ 子ども  
(2) 意見概要

ア 日本国籍を有する者（住民）に限定すべきである。

⇒ 外国人、市外の人々を含めるのが×

イ 外国人、市外の人々、未成年者には、権利を与えるべきではない。

⇒ 市民の定義：「選挙権を持った成人であって、納税の義務を果たしている居住民」に限定すべき = 外国人、市外の人々、未成年者を含めるのが×

(3) 意見件数

ア 外国人× 7件

イ 市外の人々× 5件

ウ 未成年者× 5件

(4) 意見（全文） (参考資料2) 2頁、3頁、7~9頁、12頁、13頁

### ○ 意見37 (コミュニティ(1)意見No.3)

- (1) 箇所 【13頁】Ⅲ3(1) 主体《方針》ア① 市民  
(2) 意見

何十年も居住している外国人は、税金を払っていて市民権があるとともに、意見や斬新な考え方など、色々持っているので、そういうものもこの条例でとらえてもらえればいいと思った。

## (3) 調査概要 (参考資料 2) 33 頁 1・3

○ 意見 38 (議員意見No.6)

- (1) 箇所 【13 頁】 III 3 (1) 主体『方針』ア① 市民  
 (2) 意見

市民とは、日本国籍を有する、ないしは、選挙権を有する弘前市民とはしておらず、その理由が何ら示されていない不明確なものであるため、中国人、韓国人のような外国人や国政問題等々で全国をまたにかけて反対運動の度に移動しているプロ市民であっても含まれてしまうが、まちづくりは、政治が関わっているので、全ての人たちを含むわけにはいかない面がある。

その問題点を考慮しなければ、だいぶ問題のある自治基本条例になってしまいそうである。

## (3) 会議録概要 (参考資料 2) (68) 7 頁 2~4、(69) 8 頁 19・21

○ 意見 36 (市民意見No.4) (11 頁 再掲 省略)○ 意見 39 (学生意見No.5)

- (1) 箇所 【13 頁】 III 3 (1) 主体『方針』ア② 学生  
 (2) 意見

弘前は学校が多く、市外から通う人も多いため、少子化の進展を踏まえれば、学生を主体として位置付けて、学生・若い人目線でまちをつくっていくことは、人を呼び寄せたりすることもできるのでいいと思った。

## (3) 調査概要 (参考資料 2) 20 頁 29

○ 意見 40 (コミュニティ(2)意見No.5)

- (1) 箇所 【13 頁】 III 3 (1) 主体『方針』ア② 学生  
 (2) 意見

ア 学生を主体に位置付けていることは、学生のまち弘前という面が表れていると感じた。

イ 学生については、市外の人であっても、当市のまちづくりの主体であるということをしっかりと本人に伝えないと、学生もその気にならないと思う。

ウ 学生のときだけ住んでいる人は、通り過ぎていく人であるが、それを敢えて主体に取り込んでいることがユニークな部分だと思うので、そこに力を入れて取り組んでいった方がいいと思う。

## (3) 調査概要 (参考資料 2) 41 頁 7、42 頁 13・22

○ 意見 36 (市民意見No.4) (11 頁 再掲 省略)○ 意見 41 (コミュニティ(2)意見No.6)

- (1) 箇所 【13 頁】 III 3 (1) 主体『方針』ア③ 子ども

(2) 意見

子どもを主体に位置付けていることは、子どもを大事にしようとする市の姿勢が表れていると感じた。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 41 頁 7

○ 意見 4 2 (議員意見No.7)

- (1) 箇所 【13 頁】 III 3 (1) 主体《方針》ア③ 子ども  
【17 頁】 III 3 (2) ウ 子どもの権利《方針》

(2) 意見

まちづくりの主体として、子どもも含まれており、子どもにまでもまちづくりの義務を課すのかと大いなる不安を持つ。

(3) 会議録概要 (参考資料 2) (68) 7 頁 1

○ 意見 4 3 (執行機関意見No.8)

- (1) 箇所 【13 頁】 III 3 (1) 主体《方針》ア③ 子ども

(2) 意見

「小中高生」という表現は、用語としてないため、法律の表現も意識しながら、分かり易く、的確な表現としてはどうか。

(3) 修正案

旧	③ 子ども 市内に居住する <b>小中高生</b>
新	③ 子ども 市内に居住する <b>者であって、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）に在籍する児童又は中学校若しくは高等学校に在籍する生徒（中等教育学校及び特別支援学校の中学校部又は高等部に在籍する生徒を含む。）</b>

○ 意見 4 4 (市民意見No.5)

- (1) 箇所 【13 頁】 III 3 (1) 主体《方針》ア④ コミュニティ、⑤ 事業者

(2) 意見概要

事業者、コミュニティを主体とすることに反対である。

⇒ 市外から大量に流入すれば、住民投票の結果に影響する危険性がある。

(3) 意見件数 1 件

(4) 意見 (全文) (参考資料 2) 12 頁

○ 意見 4 5 (コミュニティ(2)意見No.7)

- (1) 箇所 【13 頁】 III 3 (1) 主体《方針》ア④ コミュニティ

(2) 意見

コミュニティという主体に含まれる特定非営利法人は、営利を配当できないだけであるため、コミュニティの範囲として記載している「営利を目的とせず」という表現は、好ましくないと思う。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 41 頁 1

### ○ 意見 4 6 (執行機関意見No.9)

(1) 箇所 【13頁】Ⅲ3(1) 主体<解説>c

(2) 意見

学生という主体については、特例として、市外から通う学生も含めているが、そういういた学生も含めて、当市の特性である学生には、まちづくりの主体として加わり、個性を發揮して欲しいという市民検討委員会の思いを<解説>に記載して、他の主体の範囲と異なる理由を明確にしてはどうか。

(3) 修正案

旧	<b>学生は、弘前の特性であり、まちづくりの主体として大いに期待できるため、主体として位置付けています。</b>
新	<b>市内外から通う学生の多さは、当市の特性であるとともに、学生自体、若く、各自様々な専門分野で学んでいるなど、多様な力を秘めており、特に個性的な主体であると考えます。</b> <b>それらのことから、学生は、積極的にまちづくりにかかわって欲しいという期待を込め、市外から通う学生も含めて、主体として位置付けています。</b>

### ○ 意見 4 7 (学生意見No.6)

(1) 箇所 【13頁】Ⅲ3(1) 主体<その他の意見>a

(2) 意見

学生やコミュニティなど、色々な視点を主体としているのはいいが、14頁<その他の意見>aに記載しているとおり、障がい者や高齢者などのカテゴリー(主体)もあった方がいいと思った。

(3) 調査概要 (参考資料2) 20頁29・30

### ○ 意見 4 8 (事業者(2)意見No.5)

(1) 箇所 【13頁】Ⅲ3(1) 主体<その他の意見>a

(2) 意見

高齢化社会が進んで行く中で、お年寄りが笑顔でないと、将来に不安を感じるのは、子どもたちであったりして、学生や子どもの裏腹にとても大事なものは、お年寄りであると思うので、この条例の中に、お年寄りというキーワードも入らなければ、バランスのいい条例として長続きしないのではないかと感じた。

(3) 調査概要 (参考資料2) 56頁9・10

### ○ 意見 4 9 (子ども意見No.2)

(1) 箇所 【13、14頁】Ⅲ3(1) 主体<<方針>>イ、<その他の意見>

(2) 意見

方針の「市外に居住し、市内に就業、就学、活動する人たちも排除せず」と、その他の意見の「障がい者、高齢者等のマイノリティーな方の声を埋もれさせないために」という部分について、そういう方々もまちに対する意見はあると思うので、そういういた考え方はすごくいいと思った。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 27 頁 26

**○ 意見 5 0 (コミュニティ(2)意見No.8)**

(1) 箇所 【13 頁】 III 3 (1) 主体《方針》 ((2) 主体の役割等《方針》)

(2) 意見

弘前のまちづくりに参画している学生は、県外の人が多く、やや寂しく感じているが、現在、その部分については、子どもの頃から一生懸命教育しているので、そういう意味では、先生の役割があってもいいと思う。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 43 頁 25

**○ 意見 5 1 (子ども意見No.3)**

(1) 箇所 【15 頁以降】 III 3 (2) 主体の役割等《方針》

(2) 意見

主体の役割については、子どもや学生など、段階を踏んで役割が明確化されているところがすごく分かりやすくていいと思った。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 28 頁 40

**○ 意見 5 2 (事業者(1)意見No.6)**

(1) 箇所 【15 頁】 III 3 (2) ア 市民の役割等《方針》③

(2) 意見

安全に暮らしていける権利については、自分が役割を果たした後で受けられる（享受できる）ものが安定した生活であって、最初から享受する権利を与えられているわけではなく、その権利を逆手にとって振りかざしてくる場合も有り得るので、できれば排除しておかなければならないと思う。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 49 頁 24、50 頁 25

**○ 意見 5 3 (執行機関意見No.10)**

(1) 箇所 【15 頁】 III 3 (2) ア 市民の役割等《方針》③

(2) 意見

市民は、確かに安心安全に地域で暮らしていける権利を有するが、協働によるまちづくりを進める上では、<解説> d にも記載のとおり、そのような環境を自らつくるといった役割の方が大きいと思うので、補完性の原理に基づき、まずは市民自らが主体的に取り組んでもらうための内容を役割として記載してはどうか。

(3) 修正案

旧	③ 安心安全に地域で暮らしていける権利を有すること。
新	③ 地域において安心安全に暮らしていけるように、まずは自らがその環境づくりに取り組むよう努めること。

※ その他、項目名（市民の役割等）及び<解説> d の修正が必要

**○ 意見 5 4 (事業者(2)意見No.6)**

(1) 箇所 【15 頁】 III 3 (2) ア 市民の役割等《方針》

(2) 意見

まちづくりに意欲のある子どもは、自分からかかわりたいと思っているが、中には、そういうことを考えていない子どももいるので、小さいときから家庭で教える環境を作つてあげたいと思う。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 57 頁 20

#### ○ 意見 5 5 (コミュニティ(1)意見No.4)

(1) 箇所 【15 頁】 III 3 (2) ア 市民の役割等《方針》

(2) 意見

ア 中間報告書には、学生が市外の人々というのも記載されていて、確かに大事なことだと思うが、まちづくりは、古いものと新しいものが入り混じった中で意見を述べ合うことが大事であるため、市民により比重を置いて、この条例の理解と同時に、協力と協働の取組や意気込みのある人をどれだけ増やすかが非常に重要なと思う。

イ 町会の加入率については、非常に考えさせられる問題であるが、加入率を上げるため、現在は、何も拘束するものがないので、町会の加入に関する条例を行政にお願いできないものかと思っている。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 35 頁 28、36 頁 39、37 頁 49

#### ○ 意見 5 6 (コミュニティ(1)意見No.5)

(1) 箇所 【16 頁】 III 3 (2) イ 学生の役割《方針》

(2) 意見

学生は、市外から来ている人も多く、当市の本当の文化が分からぬと思うので、そういうことも覚えるということも非常に大切であると思う。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 36 頁 47

#### ○ 意見 5 7 (コミュニティ(2)意見No.9)

(1) 箇所 【16 頁】 III 3 (2) イ 学生の役割《方針》

(2) 意見

学生は、その多くが県外から来て、4 年程度で弘前から去つて行くが、それまでの間に、弘前のまちを好きになってもらいたい、そして、別のまちに住んだときには、弘前はいいまちだよということを広げてもらうようなまちづくりをしたいので、意見などを吸い上げるだけでなく、企画をさせるなど、参画意識を持たせるようなものを与えることも大事であると思う。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 41 頁 9、42 頁 12

#### ○ 意見 5 8 (学生意見No.7)

(1) 箇所 【16 頁】 III 3 (2) イ 学生の役割《方針》

【11 頁】 III 2 (5) 基本原則《方針》

(2) 意見

学生の役割の項目で、全国各地から集まっている、様々なことを学んでいる多くの学生たちがその特性を生かして、新鮮味のある提案をして、色々なことを実践できるという、学生力を発揮できるような環境をつくるのがいいと思うが、そういう環境があることを学生たちにアピールすることが大切ではないかと思う。

(3) 調査概要 (参考資料2) 20頁33

○ 意見59 (学生意見No.8)

- (1) 箇所 【16頁】III 3(2)イ 学生の役割《方針》  
【17頁】III 3(2)ウ 子どもの権利《方針》

(2) 意見

主体の役割等の項目において、市民だけでなく、学生や子どもに枝分かれして、それぞれの役割があることを示しているのは、すごくいいと感じた。

(3) 調査概要 (参考資料2) 20頁27

○ 意見60 (学生意見No.9)

- (1) 箇所 【17頁】III 3(2)ウ 子どもの権利《方針》、<解説>  
(2) 意見

自分の住んでいるまちを好きになるとか、まちづくりの一員として考えていることはいいが、積極的に意見を吸い上げる機会を設けていく方法など、子どもを主体としたまちづくりは、どのようにして行っていくのかと思った。

(3) 調査概要 (参考資料2) 18頁8

○ 意見61 (コミュニティ(2)意見No.10)

- (1) 箇所 【17頁】III 3(2)ウ 子どもの権利《方針》  
(2) 意見

子どもの権利については、まちづくりにおいて、子どもたちのために手を差し伸べることも必要だが、現に子ども議会など意見を吸い上げる機会を設けているので、権利という受け身のニュアンスではなく、役割として、子どもたちもまちづくりに参画するニュアンスにした方がいいと感じた。

(3) 調査概要 (参考資料2) 41頁8

○ 意見62 (事業者(1)意見No.7)

- (1) 箇所 【17頁】III 3(2)ウ 子どもの権利《方針》  
(2) 意見

ア 主体の役割等において、子どもに権利という言葉を使っているが、これから成長していく子ども達にとって、今から権利という言葉を植え付けていいのか疑問であり、むしろ、健全な子どもを育てるためには、社会における役割を果たすように位置付けた方がいいと思う。

イ 子どもの権利は、逆手にとって勝手気ままに振りかざしていいというわけではなく、できれば排除しておかなければならぬことから、権利ではなく、その前段の与えられた役割を果たした上で、まちづくりに参加できる、参加される場が与えられるといった表現にできないかと思った。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 48 頁 3、49 頁 24、50 頁 26

### ○ 意見 6 3 (執行機関意見No.1 1)

(1) 箇所 【17 頁】 III 3 (2) ウ 子どもの権利《方針》

(2) 意見

現在のまちづくりにおいては、子どもから直接意見を求める機会も増えているところであるが、子どもを主体として位置付けるからには、権利だけではなく、そういった既に担っている役割についても併せて記載してはどうか。

(3) 修正案

旧	子どもは、将来のまちづくりの担い手として、まちづくりに参加する権利を有し、その機会を通じて、まちへの愛着心及び主体的に考える力を育む権利を有するものとします。
新	<p>子どもは、将来にわたりまちづくりの担い手となることから、次に掲げる役割等を有するものとします。</p> <p>① できる限りまちづくりにかかわり、その経験を積むこと。</p> <p>② まちづくりに参加する権利</p> <p>③ まちへの愛着心及び主体的に考える力を育む機会を与えられる権利</p>

※ その他、項目名 (子どもの権利) の修正が必要

### ○ 意見 6 4 (子ども意見No.4)

(1) 箇所 【17 頁】 III 3 (2) ウ 子どもの権利<その他の意見>

(2) 意見

子どもの権利のその他の意見に、子どもの活動が学校に集中して、学校外の活動が少ないと認め、子ども会の活動も積極的に参加して欲しいとあるが、現状は参加できる状況になっていないし、子どもからすれば、子ども会は、活動が大きすぎて参加が難しいので、違った形でそういったものがあればいいと思う。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 28 頁 46

### ○ 意見 6 5 (学生意見No.1 0)

(1) 箇所 【18 頁】 III 3 (2) エ コミュニティの役割《方針》

(2) 意見

協働については、一部を町会や市民に任せることであり、それによりさらにいいまちが作れるということを先日学んだが、それも踏まえて、コミュニティの役割の内容は、素敵だと思った。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 20 頁 28

### ○ 意見 6 6 (コミュニティ(2)意見No. 1 1)

(1) 箇所 【18 頁】 III 3 (2)エ コミュニティの役割『方針』

(2) 意見

ア 一般的に、ボランティアの問題として、常々参加していると結構負担になって長続きしないということがあるので、特定非営利活動法人の活動を市民参加の場として捉え、その活動にもより多く参加してもらう方向にならないかと思う。

イ まちづくりに参加していない大人を見ている子どもは、自分も参加しなくてもいいものだと思ってしまうこともあり、町会は、組織自体の高齢化により、コミュニティとしての機能を果たしているのかという問題があるため、コミュニティの役割に町会に関する記載はあるが、町会そのものも 1 つのテーマ（主体）になるという感じがする。

ウ 町会については、改めてその捉え方は必要であるとともに、大事なコミュニティである意識も重要であると思った。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 42 頁 17、43 頁 28・34

### ○ 意見 6 7 (事業者(2)意見No. 7)

(1) 箇所 【18 頁】 III 3 (2)エ コミュニティの役割『方針』

(2) 意見

ア まちづくりは、隣近所のつながりといったコミュニティから生まれるということも市民の人たちは意識されているので、特別な取組をしなくても、何か当たり前のことをやるだけでいいのかなという気がする。

イ 町会では、以前、会館に子どもが集まって、年配の人が遊び方を教えていたり、絵本を読んだりという環境があって、その中で子どもが育っていたという面があったので、地域の小さいコミュニティをより大事にしていった方がいいと思う。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 55 頁 3、57 頁 21・22

### ○ 意見 6 8 (子ども意見No. 5)

(1) 箇所 【18 頁】 III 3 (2)エ コミュニティの役割『方針』①

(2) 意見

ア 「担い手の育成に努め」という部分について、子どもが少なくなって、それが難しくなっているが、まちづくりにおいてはとても重要で、コミュニティは深くかかわっているので、コミュニティを絶やさないための具体的な策なども考える必要があると思った。

イ 町会の活動に子どもたちの参加を得るには、例えば、町会でねぷたに積極的に取り組んで、1 人での参加は抵抗があるので、小学校にも声をかけて仲間と一緒に参加してもらうなど、具体的な活動をした方がいいと思った。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 29 頁 56・57

### ○ 意見 6 9 (子ども意見No. 6)

(1) 箇所 【19 頁】 III 3 (2)オ 事業者の役割『方針』

(2) 意見

ア 事業者の役割において、まちづくりの重要な担い手として、一層の社会貢献に努めるという利益だけを目的としないところがいいと思った。

イ この条例の原点は、市民の幸せな暮らしということで、事業者の役割にある社会貢献も大事だが、その従業員の生活の確保というのも大事であって、そういうつた就職先があれば、弘前に残る人が増えて、若い人でも住みよいまちになると思う。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 26 頁 17、27 頁 30

○ 意見 70 (事業者(1)意見No.8)

(1) 箇所 【19 頁】 III 3 (2) オ 事業者の役割《方針》  
【7 頁】 III 2 (1) 目的《方針》

(2) 意見

ア 事業者は、自分たちの事業を発展させ、利益を生んで、納税や地域での経済活動に貢献するなりして、そういう中から社会貢献、災害時の役割、社員への厚生等が実現できるものであり、本体がぐらついていては何もできないといった面からいうと、目的の中に、弘前市の総合的な活性化といった意味合いも入っても良かったのではないか。

イ 事業者の役割として 1 番重要なものは、雇用の維持確保であり、それを確保した上で、労働者に対する安定した収入を保証していくことだと思う。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 48 頁 6、49 頁 15

○ 意見 71 (執行機関意見No.12)

(1) 箇所 【19 頁】 III 3 (2) オ 事業者の役割<解説> b

(2) 意見

「物資提供」という表現を用いると、事業者に対して、無償提供を求めるなど、過度の負担を与えるといった誤解を招くおそれがあることから、《方針》②の意味する内容を的確に表現する用語に修正してはどうか。

(3) 修正案

旧	危機管理に関係した大量の物資提供など、市民に安心感をもたらす役割も担っていると考えます。
新	災害時における物資の確保等についての協力あつ旋など、市民に安心感をもたらす役割も担っていると考えます。

○ 意見 72 (執行機関意見No.13)

(1) 箇所 【20 頁】 III 3 (2) カ 議会等の役割《方針》カ-1②～カ-2⑤

(2) 意見

ア 《方針》カ-1②の政策提案及び議案提出権は、議会の各委員会及び議員が有する権利であるが、いずれもその行使の始まりは、個々の議員であるため、議会の役割として記載するのではなく、議員の役割として記載してはどうか。

イ 『方針』カ－1 ②及び同③では、「○○権を行使する」という表現を用いているが、その表現は、特に理由ない場合でもその行使を義務付けるような誤解を招くおそれがあるため、そういった誤解を与えず、かつ、柔らかい表現の用語に修正してはどうか。

ウ 『方針』カ－2 ⑤の「まち全体の発展」という表現は、市内の一部地域を指すものとして、誤解を招くおそれがあることから、市内全域を的確に表現する用語に修正してはどうか。

### (3) 修正案

旧	<p>カ－1 議会の役割は、次のとおりとします。</p> <p>① 審議・議決機関としての機能を果たすこと。</p> <p><b>② 政策提案及び議案提出権を行使すること。</b></p> <p>③ ①、②に定めるもののほか、法令等に定められている権限を行使すること。</p> <p>④ 議会の活動内容を市民等に対して、積極的に情報提供し、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営キ 説明責任『方針』②に規定する説明責任を果たすこと。</p>
	<p>カ－2 議員の役割は、次のとおりとします。</p> <p><b>⑤ まち全体の発展を考え、そのための活動をすること。</b></p> <p>⑥ 議案の賛否を明らかにし、その理由を説明すること。</p>
新	<p>カ－1 議会の役割は、次のとおりとします。</p> <p>① 審議・議決機関としての機能を果たすこと。</p> <p><b>② ①に定めるもののほか、法令等に基づき行うことができる行為を有効に活用すること。</b></p> <p>③ 議会の活動内容を市民等に対して、積極的に情報提供し、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営キ 説明責任『方針』②に規定する説明責任を果たすこと。</p>
	<p>カ－2 議員の役割は、次のとおりとします。</p> <p><b>④ 市全体の発展を考え、そのための活動をすること。</b></p> <p><b>⑤ 政策の提案及び議案の提出を行うこと。</b></p> <p>⑥ 議案の賛否を明らかにし、その理由を説明すること。</p>

※ 『方針』の繰り上げ、用語の修正に伴い、<解説>部分で修正が必要な箇所有

### ○ 意見 7 3 (事業者(2)意見No.8)

(1) 箇所 【20 頁】Ⅲ 3 (2) カ 議会等の役割『方針』

(2) 意見

弘前の将来は、市民、議会、執行機関の 3 者が全て歯車のように回らないと進んでいかず、この条例を定めることによって、お互いの足りない部分が見えてくると思うし、議員の方々との協働の必要性も感じて、その協働がうまく図ることができれば、弘前のまちも一気に前進していくのではないかという感覚がある。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 55 頁 6、56 頁 12

### ○ 意見 7 4 (執行機関意見No.1 4)

(1) 箇所 【22 頁】 III 3 (2) キ 執行機関等の役割《方針》キー 1 ④

(2) 意見

ア 「分かり易い組織とすること。」は、他の役割の内容と比べ、具体的なものであることから、役割ではなく、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営へ移管することもできると思うがどうか。

イ 「分かり易い」という部分については、組織の名称、各部署の事務分担等様々あるが、とにかく市民の立場で分かり易いものという思いをより明確に表現してはどうか。

(3) 修正案

ア (2) 意見アに係るもの

旧	3 主体とその役割等 (2) 主体の役割等 キ 執行機関の役割《方針》 キー 1 ④ 分かり易い組織とすること。
新	3 主体とその役割等 (2) 主体の役割等 キ 執行機関の役割《方針》 キー 1 (④を削除し、同キー 2 ⑤を同④とする。) 5 まちづくりの仕組み (1) 行政運営 (「エ 意見、要望、苦情等への応答義務」以下の項目を繰り下げ、新たに 「エ 執行機関の組織」を加え、執行機関の役割《方針》キー 1 ④の内容を 方針とする。)

※ 《方針》の削除、項目の新設等に伴い、修正が必要な箇所有

イ (2) 意見イに係るもの

旧	④ 分かり易い組織とすること。
新	④ <b>市民にとって</b> 分かり易い組織とすること。

### ○ 意見 7 5 (子ども意見No.7)

(1) 箇所 【22 頁】 III 3 (2) キ 執行機関等の役割《方針》

(2) 意見

今の高校生は、大学進学などで弘前から出て行ってしまうので、そういう人たちが戻ってくるようなものや弘前に子どもが残るようなものについて、これからでも考えて取り組んでいけばいいと思う。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 26 頁 19

### ○ 意見 7 6 (コミュニティ(1)意見No.6)

(1) 箇所 【22 頁】 III 3 (2) キ 執行機関等の役割《方針》

(2) 意見

町会の加入率の問題は、地域として考えるものであると思うが、行政としてできることすれば、町会の加入者に対する優遇措置であると思う。

## (3) 調査概要 (参考資料 2) 37 頁 50

## ○ 意見 77 (コミュニティ(2)意見No.12)

## (1) 箇所 【22 頁】 III 3 (2) キ 執行機関等の役割

## (2) 意見

行政や町会連合会など、様々な団体が一緒になってまちづくり活動を続ける機会があれば、違う世代との交流も図られ、この条例の実効性も上がると思うので、当市の中（各主体、団体）の縦割りを打破して欲しい。

## (3) 調査概要 (参考資料 2) 44 頁 35

## ○ 意見 78 (事業者(2)意見No.9)

## (1) 箇所 【22 頁】 III 3 (2) キ 執行機関等の役割《方針》

## (2) 意見

市民力等の推進で、エリア担当制度について謳われているが、単に町会の係となるのではなく、職員の質の向上を図り、本当の問題点を解決していくために、執行機関としての情報のやり取りという役割にしっかりと重みを持たせて配置していくのも必要になると感じている。

## (3) 調査概要 (参考資料 2) 56 頁 11

## ○ 意見 79 (執行機関意見No.15)

## (1) 箇所 【24 頁】 III 4 協働の推進《方針》

## (2) 意見

《方針》の内容をより分かり易いものとするため、《方針》の「仕組みに取り組む」という部分を修正してはどうか。

## (3) 修正案

旧	市民等、議会等及び執行機関等は、協働のあり方を具体化したまちづくりの <b>仕組みに取り組むに当たっては、その仕組みを形式的に用いるだけでなく、2 総則(4) 基本理念等に定める協働の趣旨を十分に認識し、及び尊重するよう努めるものとします。</b>
新	市民等、議会等及び執行機関等は、協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みを形式的に用いるだけでなく、2 総則(4) 基本理念等に定める協働の趣旨を十分に認識し、及び尊重するよう努めるものとします。

## ○ 意見 25 (議員意見No.3) (8 頁 再掲 省略)

## ○ 意見 80 (執行機関意見No.16)

## (1) 箇所 【25 頁】 III 5 (1) ア 総合計画&lt;解説&gt; a

## (2) 意見

自治基本条例は、まちづくりの仕組みであり、総合計画の内容や個別の事業内容までも拘束するものではないが、解説部分において、そのことをより明確にしては

どうか。

(3) 修正案

旧	総合計画（基本構想）は、平成 23 年の地方自治法の一部改正に伴い、その策定義務がなくなりましたが、当市の将来像を示すものであり、 <b>市長の改選等に左右されない、一貫したまちづくりを進める意味からも非常に重要なもの</b> であることから、今後も策定すべきと考えます。
新	総合計画（基本構想）は、平成 23 年の地方自治法の一部改正に伴い、その策定義務がなくなりましたが、当市の将来像を示すものであり、 <b>まちづくりを進める上で非常に重要なもの</b> であることから、今後も策定すべきと考えます。

○ 意見 8.1 (執行機関意見 No. 1.7)

(1) 箇所 【26 頁】 III 5 (1)イ 財政運営《方針》②及び③

(2) 意見

ア 《方針》②及び③の主語は、いずれも執行機関としているが、財務に関する権限は、首長に専属するものであるため、主語をそのように修正してはどうか。

イ 《方針》③の財政状況の公表については、キ 説明責任《方針》①の内容と重複するが、その内容をより具体的にしたものが《方針》③の内容であるという整理をしていることを<解説>c の部分で明確にしてはどうか。

(3) 修正案

ア (2) 意見アに係るもの

旧	<p>② <b>執行機関</b>は、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するため、中期的な財政収支の推計を示す計画を作成し、それに基づき限られた財源の効率的な運用を図るなど、健全な財政運営を維持しなければならないものとします。</p> <p>③ <b>執行機関</b>は、予算及び決算の要領、歳入歳出予算の執行状況並びに財産の現在高その他財政状況について、市民にとって分かり易い内容で公表しなければならないものとします。</p>
新	<p>② <b>市長</b>は、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するため、中期的な財政収支の推計を示す計画を作成し、それに基づき限られた財源の効率的な運用を図るなど、健全な財政運営を維持しなければならないものとします。</p> <p>③ <b>市長</b>は、予算及び決算の要領、歳入歳出予算の執行状況並びに財産の現在高その他財政状況について、市民にとって分かり易い内容で公表しなければならないものとします。</p>

イ (2) 意見イに係るもの

旧	<p>予算、決算、財産等の財政状況は、自発的に、分かり易く公表すべきであります、「分かり易い」は、「その内容について不得手な方が分かり易いように基本的な情報も添えて」という意味と「関心がある人が分かり易いように必要な情報に整理して」という意味があります。</p> <p>また、行政の視点と市民の視点も違うので、例えば、予算については、その事業の目的や期待する成果も含めて公表するなど、市民にとって分かり易いということが特に重要であると考えます。</p>
---	--

新	予算、決算、財産等の財政状況は、自発的に、分かり易く公表すべきであります、「分かり易い」は、「その内容について不得手な方が分かり易いように基本的な情報も添えて」という意味と「関心がある人が分かり易いように必要な情報に整理して」という意味があります。
	また、行政の視点と市民の視点も違うので、例えば、予算については、その事業の目的や期待する成果も含めて公表するなど、市民にとって分かり易いということが特に重要であると考えます。

**なお、この《方針》③の内容は、3 主体とその役割等(2) 主体の役割等を説明責任《方針》①の内容と一部重複しておりますが、同①の内容をより具体的に表記したものであります。**

#### ○ 意見82 (子ども意見No.8)

- (1) 箇所 【30頁】Ⅲ5(1)エ 意見、要望、苦情等への応答義務《方針》  
(2) 意見

この項目の苦情については、裏を返せば一種の意見ではあるが、聞く側にしても、言う側にしても、あまりいい気持ちはしないものであるが、それでもしっかりと受け止めた上で、誠意を持って対応するという姿勢は、すごくいいことだと思った。

- (3) 調査概要 (参考資料2) 28頁41

#### ○ 意見83 (執行機関意見No.18)

- (1) 箇所 【30頁】Ⅲ5(1)エ 意見、要望、苦情等への応答義務《方針》  
(2) 意見

この項目の内容は、執行機関に限定したものとなっているが、議会に対する請願、陳情、要望等への対応を含め、様々な議会活動においてもそれと同様の応答が求められるため、主語に議会を加えてはどうか。

- (3) 修正案

旧	<b>執行機関</b> は、市政に関する意見、要望、苦情等の応答に当たっては、速やかに事実関係を調査し、誠実に受け答えするなど、誠意を持って臨まなければならぬものとします。
新	<b>市</b> は、市政に関する意見、要望、苦情等の応答に当たっては、速やかに事実関係を調査し、誠実に受け答えするなど、誠意を持って臨まなければならぬものとします。

#### ○ 意見84 (学生意見No.11)

- (1) 箇所 【30頁】Ⅲ5(1)エ 意見、要望、苦情等への応答義務《方針》  
【33頁】Ⅲ5(1)キ 説明責任《方針》  
(2) 意見

当市は、住みよいまちではあるが、道路整備に関する市民の意見などについて、反映されているのが見えないという面もあると思うため、どういう意見が出て、こういう解決をしたという情報が当事者以外にも分かるような対策を講じて欲しい。

## (3) 調査概要 (参考資料 2) 20 頁 37

## ○ 意見 8 5 (子ども意見No.9)

## (1) 箇所 【31 頁】 III 5 (1) 行政運営 オ 危機管理体制の確立《方針》

## (2) 意見

危機管理体制の確立については、東日本大震災後数年が経過し、危機感が薄れてきている中で、あらかじめ各主体が協力して備えることで、何かあったときに対応できるのでいいと思った。

## (3) 調査概要 (参考資料 2) 28 頁 38

## ○ 意見 8 6 (執行機関意見No.19)

## (1) 箇所 【31 頁】 III 5 (1) オ 危機管理体制の確立《方針》

## (2) 意見

災害対策基本法及び国民保護法、さらには、地方自治法においても、生命・身体・財産（生命、身体又は財産）の3つで表現しているため、それらの3つを表記してはどうか。

## (3) 修正案

旧	市は、市民の <b>生命と財産</b> を守るため～
新	市は、市民の <b>生命、身体及び財産</b> を守るため～

※ 【22 頁】 III 3 (2) キ 執行機関等の役割《方針》①も同様

## ○ 意見 8 7 (執行機関意見No.20)

## (1) 箇所 【31 頁】 III 5 (1) オ 危機管理体制の確立《方針》

## (2) 意見

東日本大震災以来、市民の自助・共助の重要性が高まっているため、市と市民等・関係機関との連携だけではなく、市民が互いに協力・連携して取り組むような内容を盛り込んではどうか。

## (3) 修正案

旧	市は、市民の <b>生命と財産</b> を守るため、市民等及び関係機関と連携し、災害等に対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとします。
新	<p>① 市は、市民の<b>生命、身体及び財産</b>を守るため、市民等及び関係機関と連携し、災害等に対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとします。</p> <p>② <b>市民は、自らの生命、身体及び財産を守るため、日頃から安全確保に努めるとともに、市民相互の連携・協力体制の充実を図るよう努めるものとします。</b></p>

## ○ 意見 8 8 (子ども意見No.10)

## (1) 箇所 【35 頁】 III 5 (1) ク 情報公開、情報提供等《方針》クー1 情報公開

## (2) 意見

ア 情報公開について、市民が意見を出すにしても、市の取組などを知る必要があるので、市民が意見を出しやすくするためにもいい制度であると思った。

イ 情報公開の部分については、その具体的な方法が分からないとともに、その他の意見として、ホームページ等あるが、その方法だけではお年寄りには伝わらないと思うので、色々な方法で行うこととして、その具体的な方法をこの報告書に記載すればいいと思う。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 28 頁 37、29 頁 50

### ○ 意見 8 9 (子ども意見No.1 1)

(1) 箇所 【35 頁】 III 5 (1) ク 情報公開、情報提供等《方針》クー 2 情報提供

(2) 意見

ア 例えば、子ども議会で話し合った結果は、その学校の中では報告されたが、市民全員に報告しているのかについて知りたいと思ったが、やりっ放しではなく、こういうことをしたという情報提供にもしっかりと取り組んで欲しいと思う。

イ ボランティア活動などに参加してかかわりたいが、その方法が分からぬといふ部分あるので、その情報を必要としている人に、しっかりと情報が伝わるような情報提供のやり方などを今まで以上に工夫して、改善すればいいと思う。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 27 頁 24、29 頁 53

### ○ 意見 9 0 (学生意見No.1 2)

(1) 箇所 【38 頁】 III 5 (1) ク 意見聴取手続《方針》

(2) 意見

ア 意見聴取手続の項目において、市民の方々に聞く、聞きに来る姿勢がいいと思ったが、その結果だけでなく、マイナス部分も含めて、始まりから終わりまでの経過に関する情報が欲しいと思った。

イ 意見を言えるのは確かだが、意見を聞く機会を増やすことが大切なので、地区毎や、大学に行って学生に聞くなど、細かく意見を聞いて、それをしっかりと生かしていくけるということを表すことが大切である。

(3) 調査概要 (参考資料 2) 20 頁 34・38

### ○ 意見 9 1 (執行機関意見No.2 1)

(1) 箇所 【25 頁以降】 III 5 (1) 行政運営

(2) 意見

まちづくりの仕組みは、主に行政が対象となるものではあるが、盛り込んでいる項目数が多く、条例に規定する真に重要なものが薄れているような感じも見受けられるため、条例に盛り込むべき項目について、再度精査してはどうか。

併せて、市以外の主体が対象となるもの（コミュニティ：団体間の連携、市民：町会の加入等）を加え、市民・議会・執行機関の協働、市民主体ということがより感じられるものとしてはどうか。

(3) 修正案 一

### ○ 意見 9 2 (市民意見No. 6)

- (1) 箇所 【40 頁】 III 5 (2) 住民投票《方針》
- (2) 意見概要 (参考資料 2)
 

安易に導入すべきではなく、削除すべきである。  
   ⇒ 住民が話し合い、別の条例で定めることもできる。  
   (定める場合の投票権は、日本国籍を有する成人)
- (3) 意見件数 3 件
- (4) 意見 (全文) (参考資料 2) 7 頁、 12 頁、 13 頁

### ○ 意見 9 3 (子ども意見No. 1 2)

- (1) 箇所 【40 頁】 III 5 (2) 住民投票《方針》、<その他の意見>
- (2) 意見
 

ア 市だけで決めるのではなく、住民一人ひとりの意見を確認することと、その結果が尊重されて、議会で再度話し合われたりするなどということがとてもいいと思った。

イ 住民投票の項目のその他の意見について、高校生、義務教育を終えた人などに投票権を与えてもいいとあるが、そういった人は、理解もそこまで深くないであろうし、他の人の意見に流されやすく、適正な方向に進まないかもしれない、投票権を与えるには未熟であると思う。
- (3) 調査概要 (参考資料 2) 28 頁 35・45

### ○ 意見 9 4 (事業者(2)意見No. 1 0)

- (1) 箇所 【40 頁】 III 5 (2) 住民投票《方針》
- (2) 意見
 

ア この条例の重要なところは、条例の位置付け、そして、議会と執行機関のつながりであり、住民投票の項目では、いつ、どこで、何のためにということをより明確にして、この条例自体がまちづくりにおける希望や夢につながるようなものになれば、前文の「笑顔あふれるまちづくり」につながっていくという気がする。

イ 議会は、市民から出た意見を吸い上げることが役割としてあって、それが選挙につながると思うが、選挙は数年に 1 回であるため、住民投票といった部分でも、評価できる場があれば、市民・議会・執行機関は、うまく回っていくような気がする。
- (3) 調査概要 (参考資料 2) 58 頁 37、 59 頁 40

### ○ 意見 9 5 (議員意見No. 8)

- (1) 箇所 【40 頁】 III 5 (2) 住民投票《方針》
- (2) 意見
 

住民投票について、中間報告書では、間接民主制を補完するものとして、市は実施できる、さらには、市民及び市は、その結果を尊重しなければならないとしてい

るが、この点については、次のように考える（関連意見：意見No.2(2)イ）。

ア 憲法第93条で採用する間接民主制の建前や住民投票を限定的に認めている憲法第95条に違反するとともに、条例によって、地方自治法の範囲を逸脱して住民投票を認めようとする点でも無効なものである。

イ 住民投票を行ったとしても、一種の世論調査に過ぎず、憲法あるいは地方自治法上、その結果に法的拘束力を持たせることはできないものであり、中間報告書の内容は、法律上は拘束しないかも知れないが、市議会議員は、事実上それに拘束されるというのが大問題である。

(3) 会議録概要 (参考資料2) (68) 7頁8・9、(69) 8頁22・23

### ○ 意見96 (執行機関意見No.22)

(1) 箇所 【40頁】III5(2) 住民投票《方針》

(2) 意見

中間報告書に記載している住民投票の内容は、様々な点で誤解を与えかねない内容であるため、より的確な表現にしてはどうか。

(3) 修正案

旧	《方針》 ア 市は、市政に関する重要事項について、直接、 <b>住民</b> の意見を確認するため、 <b>住民投票を実施する</b> ことができるものとします。 イ <b>市民及び市は、アの規定により住民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない</b> ものとします。 ウ ア及びイに定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めるものとします。
	《方針》 ア 市は、市政に関する重要事項について、直接、 <b>住民（ウの条例で定める者をいいます。）</b> の意見を確認するため、 <b>住民投票に係る条例案を議会に提出する</b> ことができるものとします。 イ 市は、 <b>住民投票の結果を尊重する</b> ものとします。 ウ ア及びイに定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めるものとします。
新	

### ○ 意見97 (議員意見No.9)

(1) 箇所 【45頁】III6 この条例の実効性の確保《方針》

(2) 意見 (関連意見：議員意見No.10(2)ウ)

この条例に関する審議会は、市長に対して意見を述べることができるという事実上のオンブズマン制を導入するに当たり、公募の委員だけであれば、民主的な正当性の確保は難しくなると思うので、委員の選任に当たっては、議会の承認を得るということを付け加えるべきであると思う。

(3) 会議録概要 (参考資料2) (65) 4頁2～4

### ○ 意見98 (議員意見No.10)

(1) 箇所 【45 頁】 III 6 この条例の実効性の確保《方針》

(2) 意見

この条例の実効性を確保するために設置する審議会については、次のように考える。

ア 審議会の調査審議事項の内容及び必要と認めるときは市長に意見を述べることができるというものは、市議会の役割であり、この審議会は、市議会の役割をないがしろにするような、すごく強力な権限を持つものである。

イ 中間報告書の評価という項目で、行政当局は、この自治基本条例に基づいた行政運営がなされているかについて、自己評価するというような項目があり、この評価を議会にかければ、こういった第三者委員会を設ける必要がない。

ウ この審議会がどうしても必要なのであれば、市長以外で唯一、選挙を経て民主的な正当性を付与されている市議会に対して、その選任した委員の承認を得るという項目を盛り込んで欲しい。

エ ウのことができないのであれば、この項目は削除すべきではないかと思うくらい、運用の仕方によっては、危険性をはらんでいる項目であるため、今後、深い議論をして進めて欲しい。

(3) 会議録概要 (参考資料 2) (73) 12 頁 35・39、(74) 頁 42・48・49

### ○ 意見 99 (執行機関意見№.23)

(1) 箇所 【45 頁】 III 6 この条例の実効性の確保《方針》オ

(2) 意見

方針オの記載は、全ての委員を公募によらなければならないといった誤解を招く可能性があるため、あくまでもその一部の委員を公募により選任して、市民参加により進めるという趣旨を明確にしてはどうか。

(3) 修正案

旧	オ 市長は、 <b>審議会の委員の選任に当たっては、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営サ 附属機関の運営《方針》①の規定にかかわらず、公募を実施しなければならないものとします。</b>
新	オ 市長は、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営サ 附属機関の運営《方針》①の規定にかかわらず、 <b>原則として審議会の委員の一部を公募により選任しなければならないものとします。</b>